

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び48年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで  
② 昭和48年7月から同年10月まで

父親が私の国民年金への加入手続きをしてくれ、私の昭和40年8月から52年9月に婚姻するまでの国民年金保険料は、A農業協同組合の組合員勘定で家族の保険料と一緒に納付していたと思う。

父親が国民年金保険料を納付していた兄夫婦には未納は無いのに、私の保険料のみを未納のままにしておくとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は申立人の父親が家族の保険料と一緒に納付したと主張しているとおおり、当該期間に父親と同居しており、父親が保険料を納付していたとする申立人の兄夫婦の保険料は、オンライン記録及び特殊台帳から、納付されていることが確認できる。

また、特殊台帳から、申立期間①の直前の期間である昭和40年8月から46年3月までの国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付されており、申立期間①及び②の間の期間である47年4月から48年6月までの保険料は、現年度納付又は過年度納付されている上、申立期間②直後の48年11月分からは1年間分の保険料について前納を開始していることが確認できることから、申立人の父親は、申立人の保険料について未納が生じないよう納付していたことが考えられ、申立期間①及び②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録、及び同社本社（適用事業所名称は、A株式会社。）における資格取得日に係る記録を昭和27年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月9日から同年6月1日まで

申立期間当時、A株式会社B支店からC県に転勤を命ぜられ、同社と他企業とのジョイントベンチャーに測量士として出向した。昭和26年から28年までの出向した約2年間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が途切れているが、23年から平成2年まで継続してA株式会社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における申立人の雇用保険の加入記録及びA株式会社から提出のあった職員カードから、申立人が、申立期間において継続して同社に勤務（昭和27年4月19日に、A株式会社B支店から同社本社に異動）していたものと認められる。

また、前述の職員カードには転勤と記載されている上、申立人と同じ測量士であり、C県で一緒に勤務していたと記憶している同僚二人について、社会保険事務所（当時）の記録では、いずれも申立期間に係る厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA株式会社において事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和27年3月及び同年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社では、申立人の申立期間に係る保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から45年3月まで

昭和39年10月に婚姻した後、夫が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

しかし、国側の記録は、昭和45年4月に国民年金に加入し、同年同月から国民年金保険料の納付を開始していることとなっているが、この時期に住所の異動など生活状況の変化は無く、夫からは婚姻後の間もない時期に「国民年金の加入手続をしてきた。」と言われたことを記憶しているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月に婚姻して間もないころ、申立人の夫が申立人の国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、45年4月であることが推認でき、特殊台帳に記載された申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日（昭和45年4月14日）と一致するほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、夫はA共済組合に加入していることから、申立人は国民年金の任意加入被保険者であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和45年4月）では、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することができず、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保

険料を納付してくれていたとする申立人の夫は、既に亡くなっており、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない上、夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から平成4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から平成4年10月まで

昭和59年2月まで厚生年金保険に任意継続加入していた後、A市役所で国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は私か元妻が、同市役所の窓口で納付していたと思う。

その後、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明したが、A市役所では、「被保険者名簿等を廃棄したため、申立期間の納付状況等は確認できない。」と説明を受けたが納付できないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年2月まで厚生年金保険に任意継続加入していた後、A市役所で国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、オンライン記録及び特殊台帳から、申立人の国民年金被保険者資格の喪失年月日は共に57年6月1日であることが確認でき、申立人が国民年金被保険者資格を喪失した後、国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、自身か申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は104か月と長期間であり、8年以上にわたって保険料を納付していながら、すべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人又は元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人又は元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から52年3月まで

昭和53年ころに、母親が私の国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付をしてくれ、当時、母親から、国民年金への加入を勧められたことと、保険料の未納分については一括払いができるようになった時に納付した旨を聞いている。

母親は既に死亡し、国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ころに、母親が、申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料の未納分を一括納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和53年6月10日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のほとんどの期間は時効により保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は既に亡くなっていることから、申立人の保険料の納付状況等を確認することができない上、特例納付により保険料が納付された場合に社会保険事務所（当時）で作成・保管が義務付けられている申立人の特殊台帳は保管されていないことを踏まえると、母親が申立期間の保険料を特例納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年6月まで

私は、平成9年3月に勤めていた会社を退職後、A市役所で国民年金への加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料については、私自身が同市役所から送付された納付書に現金を添えて郵便局又は銀行窓口で1か月分ずつ納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月に勤めていた会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、郵便局又は銀行窓口で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には申立期間に係る国民年金被保険者資格の記載は無く、オンライン記録では、申立期間については国民年金の未加入期間となっていることから、申立期間について納付書が作成されず、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、自身の国民年金保険料の納付時期、納付金額についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 9 日まで  
② 昭和 31 年 3 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

ねんきん特別便が送付されてきて社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、株式会社A商店で勤務していた期間のうち、昭和 30 年 4 月 9 日から 31 年 3 月 1 日までの 11 か月間しか加入記録が無いとの説明を受けた。

株式会社A商店には、定時制高校に入学した昭和 29 年 4 月から 33 年 3 月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、株式会社A商店に昭和 29 年 4 月 1 日から勤務していたと主張しているところ、連絡の取れた申立期間中に当該事業所に在籍していた二人の同僚は、申立人が在籍していた記憶は無いとしており、勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号は昭和 30 年 4 月 9 日に被保険者資格取得として新規に払い出されたものであることが確認でき、株式会社A商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、株式会社A商店に昭和 33 年 3 月まで

勤務していたと主張しているところ、連絡の取れた申立期間中に当該事業所に在籍していた3人の同僚は、申立人が在籍していた記憶は無いとしており、勤務実態を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①及び②に株式会社A商店に在籍していた者で連絡の取れた同僚5人のうち4人からは、入退社時期と厚生年金保険の加入期間が相違している旨の回答は無かった。

さらに、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い上、同名簿には、昭和31年3月1日に被保険者資格を喪失し、健康保険証を返却したことを示す「証受理」の記載が確認できる。

加えて、オンライン記録によれば、株式会社A商店は平成17年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから両申立期間の申立内容を裏付ける証言等を得ることはできない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 3 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 31 年 5 月 10 日に A 事業所に計測手として勤務しており、32 年 3 月 19 日に期間満了で退職するまでは厚生年金保険に加入していたのに、同年 4 月 3 日に再度雇用されてから、同年 10 月 1 日までの間が未加入となっているが、当時、厚生年金手帳も交付されており、保険料も控除されていたはずであるので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 局保管の申立人に係る履歴書（人事記録）により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる。  
しかしながら、「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」（昭和 28 年 9 月 9 日付け）によれば、常勤職員と同様の勤務形態の事務関係職員については、勤務当初から厚生年金保険に加入する取扱いとされていたものの、C 省関係の各保険の適用事業態に該当しない事業関係労務者については、「任意包括的適用の取り扱いに属するもの」とされ、さらに、「国に使用される臨時職員等の健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法の適用について」（昭和 32 年 9 月 25 日付け）において、「任意包括加入の取扱いに属する者も可能な限り保険に加入する」ように通知されていたことが確認できるところ、B 局では、計測手について、「現場での作業ではあるが事務系である。しかし、（厚生年

金) 保険の適用としては、(任意包括適用の扱いとなっていた) 技能系と同じ扱いであったはずである。」と回答しており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は申立期間において健康保険のみの加入となっていたことが確認できる。

加えて、申立期間において健康保険のみの加入記録となっている同僚のうち、連絡の取れた同職種の同僚からも、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の明確な証言も得られておらず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。